

## 公益財団法人世界こども財団会員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人世界こども財団定款（以下「定款」という。）第49条第3項の規定に基づき、公益財団法人世界こども財団（以下「この法人」という。）の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の種類)

第2条 定款第49条に規定する会員の種類は、賛助会員とする

### (賛助会員)

第3条 この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する個人及び団体は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

- 2 当該会費により、会員はこの法人から利益の提供をうけない。また、この法人は年に2回FGCニュースにより活動報告を会員に行うものとする。

### (入会の手続き)

第4条 この法人の会員になろうとする者は、別記様式第1により事務局に申請しなければならない。

- 2 ホームページから会員になろうとする者は、別記様式第3を申込メールにより事務局に申請しなければならない。

### (会費)

第5条 会費は別表に掲げるとおりとする。

- 2 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

### (会員に対する情報の提供)

第6条 この法人は、会員のこの法人に対する支援をより深め、また、会員がこの法人に対する支援を他に広めることを期待して、定款第4条の規定により行う事業に関する情報を提供するとともに、定款第4条の規定により実施又は支援する講演等、各種イベントへの参加を呼びかけるものとする。

### (会費の使途)

第7条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会の手続き)

第8条 会員が、退会しようとするときは、別記様式第2により事務局に届け出なければならない。この場合、既納の会費は、これを返還しない。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡したとき。

(2) 所定の期日を1カ年経過しても、会費を納入しないとき。

(会員の義務)

第9条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) この法人の設立の趣旨を十分理解し、行動する。

(2) この法人の事業に積極的に参加し、役員等と協力してこの法人の発展に努める。

(3) この法人の定款及び各種規定を遵守する。

(4) この法人の名誉を毀損し又は品位を傷つける行為をしないように努める。

(戒告又は除名)

第10条 会員は、前条第3号又は第4号の規定に違反した行為をしたことが判明したときは、理事会の議決により戒告又は除名される。

2 前項の規定により会員が戒告又は除名されるときは、議決する理事会にその会員が出席して弁明する機会が与えられる。

(資格の喪失)

第11条 会員が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その資格を失うものとする。

(補則)

第12条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て決定する。

**【附則】**

1 本規程は、平成27年5月12日から施行する。

別記様式第 1

公益財団法人法人世界こども財団入会申込書（賛助会員）

令和 年 月 日

公益財団法人世界こども財団理事長 殿

申請者氏名（申請法人名）： \_\_\_\_\_

会員に関する規定第 3 条に定める（賛助会員）として入会したいので、下記のとおり申請いたします。

なお、入会するにあたっては、貴財団設立の趣旨を十分理解し、定款及び諸規定を遵守し、貴財団の発展に努めることを誓約いたします。

記

フリガナ 氏名 (法人の場合称号)		性別	男 ・ 女
生年月日 (法人の場合設立年)	大・昭・平 年 月 日	年齢	歳
住所	〒		
電話番号		FAX	
メールアドレス			
個人会員は所属 (会社・学校名) 及び住所			
法人会員は 担当者 及び電話番号		部署	

注 1 ( ) 内は該当する箇所を○で囲んでください。

注 2 ご記入いただいた個人情報は、当財団法人個人情報保護規定に則り適性且つ安全に管理します。



### 別記様式第3

#### 別表

会員の種類	会費（年間）	
賛助会員	法人（団体）	120,000円
	個人	6,000円